

西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案) 改定の概要

「新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)」の施行(平成25年4月)に伴い策定した行動計画を、国・都は今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、初めて抜本的に改定した。

特措法(第8条)の規定により、市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該計画を作成するものとなっているため、既存の「西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「市行動計画」という。)」を改定する。

計画策定・改定の経緯

平成25年 4月
新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行
" 6月 新型インフルエンザ等対策政府行動計画
(政府行動計画) 策定
" 11月 東京都新型インフルエンザ行動計画
(都行動計画) 策定
平成27年1月 西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画(市行動計画) 策定
令和2年 2月 組織改正関係等により市行動計画を一部変更
令和6年7月 政府行動計画 抜本改定
令和7年5月 都行動計画 抜本改定
⇒市行動計画の変更は、令和8年7月(都行動計画の1年後)までに完了させる。
令和7年1月8日(水)
内閣感染症危機管理統括庁
令和6年度 全国感染症危機管理担当部局長会議資料より

※行動計画作成の参考資料として、
国は「市町村行動計画作成の手引き」を
令和6年12月に更新

計画改定のポイント

- | | |
|------------------|--|
| ① 初の抜本改定 | ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(第8条)に基づき、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成27年に策定(令和2年に一部改定)
・令和6年7月の政府行動計画の抜本改定、及び令和7年5月の都行動計画の抜本改定を受け、当市行動計画も、策定以来初の抜本改定を実施 |
| ② 幅広い感染症に対応 | ・新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定 |
| ③ 柔軟かつ機動的な対策の切替え | ・状況の変化(検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等)に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え |
| ④ 発生段階の考え方 | ・全体を3期(準備期、初動期、対応期)に分けて記載、準備期の取組を充実 |
| ⑤ 対策項目の見直しと内容の充実 | ・特に実施体制、まん延防止の項目の記載を充実
・可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うことを記載
・「保健」を新設 |

現行計画
1 実施体制
2 情報提供・共有
3 市民相談
4 まん延防止
5 予防接種
6 医療
7 市民生活及び経済活動の安定の確保

改定後計画
1 実施体制
2 情報提供・共有・リスクコミュニケーション
3 まん延防止
4 ワクチン
5 保健
6 物資
7 市民生活及び市民経済の確保

各対策項目の考え方及び取組

【対策の目的】
 ○感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護
 ○市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化

対策項目	目標	準備期	初動期	対応期
1 実施体制	関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の作成・見直し ・実践的な訓練等の実施 ・体制整備・強化 ・関係機関の連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置 ・新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ・迅速な対応の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本となる実施体制の在り方 ・緊急事態措置の検討等について ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制
2 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	平時から市民等の感染症に対する意識の把握に努め、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取り組みを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供・共有について ・双方向のコミュニケーションの実施 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供・共有について ・基本の方針
3 まん延防止	感染拡大にスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収める。	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生時の対応強化に向けた理解や準備の促進等 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内でのまん延防止対策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等に対する要請 ・事業者や学校等に対する要請 ・学校等における対応
4 ワクチン	ワクチンの接種により個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、医療提供体制が対応可能な範囲内に収める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種に必要な資材 ・ワクチンの供給体制 ・接種体制の構築 ・情報提供・共有 ・DXの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種に必要な資材の供給 ・接種体制 ・健康被害救済 ・情報提供・共有
5 保健	地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修・訓練等を通した人材育成及び連携体制の構築 ・地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・有事体制への移行準備 ・住民への情報提供・共有の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・都との情報共有及び都による相談対応 ・健康観察及び生活支援 ・情報提供・共有、リスクコミュニケーション
6 物資	感染症対策物資等の不足や流通の乱れ等により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄 ・医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等 ・緊急物資輸送等の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄状況等確認 ・円滑な供給に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等 ・不足物資の供給等適正化
7 市民生活及び市民経済の安定の確保	新型インフルエンザ等に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨し、事業継続や感染防止に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有体制の整備 ・支援の実施に係る仕組みの整備 ・物資及び資材の備蓄 ・生活支援を要する者への支援等の準備 ・火葬能力等の把握、火葬体制の整備 ・その他必要な体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活への配慮 ・遺体の火葬・安置 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活の安定の確保を対象とした対応 ・社会経済活動の安定の確保を対象とした対応